

お支払いする保険金の種類と概要

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	概要	支払限度額
①法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金（治療費、入院費等）、財物に関する損害賠償金（修理費用等）（注）	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
②争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらないもの	
③損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
④保険会社への協力費用	日新火災が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求訴訟について、被保険者が日新火災の求めに応じ、協力するために支出した費用	
⑤訴訟対応費用	事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人 ③①の請負業務の発注者（※） (2) (1) ①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験期間に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限りします。	自己負担額に関係なく1事故につき、⑤から⑦までに対して支払う費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア.およびイ.に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。
⑥初期対応費用	事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片付け費用 (3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人 ③①の請負業務の発注者（※） (4) 通信費 (5) 被害者見舞費用（見舞金（香典を含みます。）または見舞い品の購入費用） (6) 書面による日新火災の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び公告の掲載費用 (7) 弁護士相談費用 (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限りします。	ア.被害者見舞費用 身体の障害については被害者1名につき10万円、 財物の損壊等については(注) 1回の事故につき10万円 イ.弁護士相談費用 1事故につき5万円
⑦信頼回復広告費用	次の費用のうち、記名被保険者が書面による日新火災の事前の同意を得て支出した費用 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で公告するための費用 (2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限りします。 ①(2)に規定知る広告宣伝活動対策 ②事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策	(注) 財物の損壊等については破損物の修理費用または全損の場合は時価額が見舞費用の限度額となります

(注) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。日新火災の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払になったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

万一事故が起きた場合のご注意

事故にあわれたら、次の事項を遅滞なく株式会社スクールキーパーまたは日新火災にご通知ください。

①事故状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容等

■賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる損害保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行行使することができます。

その他ご契約にあたりご注意いただきたいこと

- ※株式会社スクールキーパーは、日新火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、株式会社スクールキーパーとご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日新火災と直接契約されたものとなります。
- ※保険料をお支払いの際は、日新火災所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが日新火災横浜サービス支店にご照会ください（お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。）。
- ※このパンフレットはビジサポ（統合賠償責任保険）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、学校賠償保険専用ダイヤル（0120-281-086）にご照会ください。また特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
- ※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、株式会社スクールキーパーまたは日新火災にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。
- ※日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

取り扱い代理店・
営業担当

株式会社スクールキーパー

住所：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1491-9

《学校賠償保険専用ダイヤル》

フリーダイヤル 0120-281-086

担当：山下・雨宮（あめみや）



日新火災海上保険株式会社

横浜サービス支店

住所：神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1

TEL：045-461-2223